

# 文明・法・人種<sup>(1)</sup>

——「日本人法」制定過程をめぐる議論から——

吉田 信

キーワード

日本人法, 文明, 華人, 外来東洋人, 植民地立法

## はじめに

1854年に成立し、翌年オランダ領東インドに施行されたいわゆる「統治法(Regeeringsreglement)」は、本国での立憲主義の確立をうけ、植民地に対する「法の支配」の導入を企図していた<sup>(2)</sup>。第一になすべきことは、植民地において、法の適用される範囲を確定すること、すなわちどの住民集団にどの法律が適用されるべきかを定めることだった。そのため、統治法は、その109条においてオランダ領東インド(以下東インド)の住民を「ヨーロッパ人(Europeanen)」と「原住民(Inlanders)」とに区分し、サブカテゴリーとしてそれぞれの住民集団に「同等視される者」という区分を設けた<sup>(3)</sup>。「ヨーロッパ人」に対しては本国同様の法律が適用される一方、「原住民」に対しては土着の「慣習法」が適用されることとなり、オランダの東インド統治は、二重構造を基本とすることとなる。両者を分かち基準となったものが、「人種」であり、「文明」であった[吉田 2002]。

統治におけるこの二重構造は、原則としてオランダの植民地支配が崩壊するまで続くことになる。このことは、むろん、109条になんらの修正が加えられなかったことを意味するわけではない。事実、109条は法的地位のみならず、その基準をめぐつても数度の変更を加えられている。前者にかかわる改正としては、本稿の取り扱う1899年の改正のほかにも、華人を主とした「外来東洋人(Vreemde Oosterlingen)」という範疇を「ヨーロッパ人」および「原住民」と並ぶ個別の法的地位とした1906年の改正がある<sup>(4)</sup>。また、法的地位の基準をめぐつては、家族法の形態を住民区分の基準として明記した1925年の改正をあげることができる<sup>(5)</sup>[吉田 2004]。したがって、

統治法109条は、オランダ法と土着の慣習法の併存という二重構造を基調としながら、その法的地位においては「ヨーロッパ人」および「原住民」という2つのカテゴリーから「外来東洋人」を加えた3つのカテゴリーへ、また住民区分の基準については「宗教」から「人種」、さらには「家族法の形態」へと変わっていくのである。

本稿は、これら改正のなかでも、統治法による住民区分の根幹を揺るがす契機となった「日本人法 (Japannerwet)」を対象とする。1899年に施行されたこの法律は、東インドにおいて従来「原住民と同等視される者」とみなされてきた日本人の法的地位を「ヨーロッパ人と同等視される者」へ転換するものであった。これにより、東インドの日本人は法律上オランダ人と同等の優遇措置を享受することが可能となり、のちの経済活動の展開を有利にすることが可能となった。他方、「日本人法」の成立は、東インドでの経済活動に重要な役割を演じていた華人の法的地位や、かつては「宗教」を基準にヨーロッパ人と同等の法的地位を付与されていた「原住民」キリスト教徒に対する法的地位を不安定なものにすることとなるのだが、これらの論点は本稿が直接に対象とするものではない。

ここでは「日本人法」の立法過程に焦点をあて、これに検討を加えていく。立法過程の分析によって、オランダ側で立法に携わった者達が法案の形成過程に際して、日本人に対しどのようなイメージを抱いていたのか。そこからさらに、オランダの政策立案者が「文明」をどのように理解していたのか。また、日本人法に反対の立場をとった者は、この点をどのように理解していたのか。これらの点を明らかにしていく。さらに、日本人をヨーロッパ人と同等視するうえで、なにが障害となり、なにが懸念されていたのか。これらの点もあわせて検討していきたい。

「日本人法」に関する先行研究としては、1936年にユトレヒト大学に提出されたラインキャンプ (Lijnkamp) の博士論文が存在する [Lijnkamp 1938]。ほかにも、クレインチェス (Kleintjes) やネーデルブルフ (Nederburgh) といった植民法学を専門とするオランダ人法学者によるテキスト中にも「日本人法」に関する言及があり、本稿でも可能な限りそれらを参照した<sup>(6)</sup>。しかし、それ以外では「日本人法」を対象とした研究は管見の限りでは存在していない。本稿は法制定時のオランダ議会資料や日本の外交資料を用い、「日本人法」の立法過程およびその影響について検討することから前述の検討課題を明らかにしていく。

## I 「日本人法」前史

「日本人法」とは、1899年5月19日にオランダ本国および東インドを対象として施行された法律を指す。「日本人法」とは通称であり、正式には「1899年5月19日の法律」として官報121号に記載され、公布されている。オランダでは1848年の立憲主義確立以後、植民地立法の権限が国王から議会に移ることによって、植民地に関する法律およびその改廃は、議会の承認を経た後にオランダ本国の官報に記載され、その後当該植民地の官報にも記載され発効するという手順を踏まねばならなかった。

「日本人法」の内容は、統治法109条を修正し、日本人の法律上の地位をヨーロッパ人と同等にするものであった（法案対照表参照）。

日本人法が施行されるまで、東インドにおける日本人の法的地位は、「原住民」に「同等視される者」とされていた。日本人法は、日本人のこのような法的地位に変更をもたらすこととなった。

109条による法的住民区分は、当時どのように理解されていたのだろうか。日本とオランダとの条約改正が両国間で交渉されつつあった1886年、東インドの行政法に詳しいファン・デル・ケンプは法的な住民区分の相違が文明の進展度に応じて異なるという論を展開していた。

国際関係は、進歩の増大につれ、文明化した諸民族(*beschaafde volken*)の法的地位における相違を取り払いつつある。それゆえわれわれの法律も文明化した民族とあまり文明化していない民族との間の分割を認めている、すなわちヨーロッパ人と原住民という類型のようなものであり、また誰がそれぞれの範疇にいわゆる同等視されねばならないのかを述べている。[Van der Kemp 1886: 180]  
(強調原文)

このような認識は、東インドにおけるオランダの統治政策の基調でもあった。オランダ政府は膨大な数の「原住民」を支配するため、東インドへの直轄統治を導入するのではなく、一方では「ヨーロッパ人」を対象とする西欧式の法制度に基づく統治を、他方では「原住民」の慣習を温存した二重構造を統治の基本原則として採用したのであった。この点について、バタヴィアの高等法律学校で教授を務めた(1918-21)のち、アムステルダム大学で植民地法を教えた(1921-38)クレインチェスは、109条による住民区分の目的を次のように解説している。

オランダの「統治政策における最も重要な規定のひとつ」は、「あらゆる法

法案対照表

109条	1854年の条文	日本人法による修正
2項	ヨーロッパ人と同等視される者は、すべてのキリスト教徒、およびその血統（出自）が次項に該当しない他のすべての者	ヨーロッパ人と同等視される者は、すべてのキリスト教徒、すべての日本人、および次項の規定に該当しないすべての者（強調筆者）
3項	原住民と同等視される者は、アラブ人、モール人、華人、およびその他すべてのイスラム教徒と異教徒	原住民と同等視される者は、アラブ人、モール人、華人、および前項に挙げられていないすべてのイスラム教徒および異教徒

筆者作成。

律」によって形成された「ヨーロッパ人」と「原住民」との間の相違に存在しており、「私法（民・商法）に関して同様、公法（国法および行政法、刑法も同様）においても、これら2つの住民集団の間の法的地位の完全な相違を作り出すことを目的」にしていた [Kleintjes 1927: 91-92]。

では、この統治政策における二重構造が必要であった理由は、どこに求めることができるだろうか。クレインチェスによると、それは109条の規定が「一般的な集団分けを実施することにより、社会に存在する様々な人種(rassen)から生じるそれぞれに大変異なった必要性を、行政、立法および私法の領域での規則制定において、最善の手段で考慮することが可能となる」点にあるとされたからであった [Kleintjes 1927: 91-92]。

## II 条約改正交渉

そもそも、なぜ日本人法は制定されねばならなかったのか。その淵源は、明治政府の条約改正交渉に求めることができる。明治維新後の新政府が急務とした課題のひとつが、不平等条約の改正にあったことはいままでもない [藤原 2004]。日本とオランダとの条約改正交渉は、1873年3月に岩倉使節団がハーグを訪ねた際におこなわれている。オランダ政府は、交渉の席上日本に裁判所が存在しないことや、行政府と立法府が明確に分離していないこと、つまりは近代的な三権の確立と分立の不在を理由として、条約の改定に消極的な姿勢を示していた。ここでは、東インドにおける日本人の法的地位については議論されなかったようである。

だが、その後1887年に在日本オランダ総領事が日本政府より送付された条約案をオランダ外務省へ提出、そのなかで東インドにおいて「原住民」の法的地位を付与され

ている日本人に対して、例外適用を東インド総督に要請するとともに、最恵国待遇を植民地に及ぼすか否かを打診していた。これに対して、植民地相は外相宛に次のような返答をおこなっている。

条約をそこ〔日本政府案〕に書かれているように、オランダの植民地に適用することは難しい。

東インドにおけるわれわれの行政組織の基盤を成しているところのオランダ領東インドにおける統治法109条は、キリスト教徒でない限り日本人を他のヨーロッパの国民と同じには認めていない。それを日本人のために逸脱させることはできない。〔中略〕植民地を持たず、それゆえわれわれにとって同等でない日本に対して植民地におけるあらゆる権利を認めることは承服しかねる。

[Lijnkamp 1938: 50]

ここでは、第一に、将来締結される条約から、オランダの植民地を適用対象外にすること。第二に、統治法109条を修正しないことが確認されている。統治法の修正を植民地相が拒んでいる理由は、興味深い。まず、宗教が理由として述べられている。植民地相の返答からは、日本人であってもキリスト教徒であれば、ヨーロッパ人と同等視される可能性があるかのように解釈ができる。

1854年の統治法の成立過程では、それまで「宗教」を基準としてヨーロッパ人と同等視されてきた「原住民」キリスト教徒の法的地位が議会で論じられた。議会は「原住民」のキリスト教への偽装改宗が進むことで、税や賦役を逃れる事態を懸念し、「原住民」キリスト教徒はキリスト教徒であってもヨーロッパ人と同等視しないことを最終的に決めた。これは、法的地位の基準が、「宗教」から「人種」へ移行したことを意味していた〔吉田 2000；2002〕。したがって、厳密に言えば、キリスト教徒であることは必ずしもヨーロッパ人としての法的地位を保証しない。だが、あとに検討するように、「宗教」基準に対する曖昧な姿勢、あるいは固執はオランダの政治家の間に根強く残っていた。

宗教のほかに、ヨーロッパ人と同等の法的地位を付与する前提として挙げられているのが、植民地の領有である。1887年の段階で、日本は未だ植民地を領有していなかった。そのため、仮に条約によって相互の国民を自国民同様に扱う内国民待遇を認めた場合、オランダ本国と日本との関係においては相互にこの原則を適用できるので問題とはならない。だが、日本はオランダにとっての東インドに相当する植民地を領有していないため、植民地領有に関しては、非対称性が存在していた。

この問題は、日本が日清戦争の賠償として台湾を領有したことにより解決をみるこ

ととなった。また、日清戦争の開戦直前、日本はイギリスとの間に治外法権の撤廃を盛り込んだ日英通商航海条約を締結し、はじめての不平等条約改正をはたすこととなった。イギリスとの条約改正は、オランダを含む他の西欧列強諸国との条約改正にも影響を及ぼすこととなる。

このような状況の変化を受け、1895年4月27日に当時の植民地相ベルグスマ (Bergsma) は、条約改正においては「条約の効力の範囲外に植民地をおく」、あるいは「法律の許す限り」という文言を条文に盛り込む2つの提案を表明した。「法律の許す限り」という留保は、先に締結されていた日英通商航海条約中の文言を参照したものである。

条約への反対意見は、東インドにおける「日本臣民 (Japansche onderdanen) の地位」をめぐるなされた。日本人をヨーロッパ人と同等視することにより、華人を中心とする他の外来東洋人に関する法律や条令に変更が生じるのではないかと、という懸念が表明されたのである。

こうした懸念を受け、植民地相の提起していた法律による留保が条約にも採用されることとなる。条約の効力を定めた17条は、条約の規定が「法律の許す限り (*voor zoover de wetten het toelaten*) オランダ国国王陛下のすべての植民地、ならびに海外領にも適用される」というものとなった(7)。東インドにおいて、それまでに施行された法律は、条約の締結によって変更を被るのか。この点について政府は、次のように議会で説明していた。

17条はすでに指摘したように、協定はオランダの植民地では「法律の許容する限りにおいて」適用される、すなわち、植民地において現在効力のある法律や諸規定は条約の規定に抵触しないということである。[*Bijlagen Handelingen Tweede Kamer 1896-97: 150 3 blz. 6*]

政府のこの見解は、やっかいな問題を生じさせることになる。日蘭通商航海条約19条は、1899年7月16日をもって条約の発効を規定していた。仮に東インドにおける日本人の法的地位に変更がなければ、この条約の発効以前に東インドに施行された法律では、日本人は「原住民」として法の適用を受けてしまう。他方、条約発効以後に施行される法律は、条約の内国民待遇の原則にしたがい、日本人を「ヨーロッパ人」として適用することになる。このことは、条約の発効を境に、日本人が一方では「原住民」と同等視され、他方では「ヨーロッパ人」と同等視されるという「ねじれ」が生じることを意味した。また、日本政府もオランダ政府に対して、植民地における最恵国待遇の適用を求めている。

日本政府は、やはり、その臣民に対して商売、船舶、商品および関税といったあらゆるものに関し、植民地において最も有利な扱いが保障されることを迫ってきた。[Bijlagen Handelingen Tweede Kamer 1896-97: 150 3 blz. 6]

オランダ政府は、条約発効までに東インドにおける日本人の法的地位をなんらかの形で解決することを迫られる事態に直面せねばならなかった [Lijnkamp 1938: 66]。

条約発効を境にして、それ以前に施行された法律では日本人が「原住民」とみなされる一方、条約の発効後に施行される法律では、内国民待遇の適用を受け日本人が「ヨーロッパ人」とみなされる。このような事態は、「法の安定性 (rechtszekerheid)」を揺るがすことにもなり、まがりなりにも「法の支配」を植民地に導入しようとしていたオランダ政府にとって、統治の根幹に触れる問題となるおそれがあった。こうした問題を解決するためには、3つの可能性が存在していた。

第一に、統治法109条1項にある「反対の規定」を用いる解決策である。例えば、「原住民」に適用される法令を制定する場合、「日本人への適用除外」を明文化する文章を法令に盛り込むことである。これによって、日本人の法的地位に変更を生じさせず法律の適用外に置くことが可能となる。つまり、日本人は法的地位のうえでは「原住民」と同等視されたまま、現実に適用される法からは条約の内国民待遇にしたがひ除外される、という方策である。だが、この場合、オランダの植民地統治が続く限りそこに施行されるあらゆる法令に逐一日本人への適用除外を盛り込まねばならず、煩瑣極まりない事態が生じることを予測しうる。

第二に、統治法109条5項の総督令を用いる可能性がある。109条は、東インドにおける法的な住民区分を定めているが、5項において総督令による地位の変更を例外として可能にしていた。例えば、「原住民」キリスト教徒の一部も、総督令によってその法的地位を「ヨーロッパ人と同等視される者」へと変更されることがあった<sup>(8)</sup>。とはいえ、総督令によって日本人を「ヨーロッパ人」とみなすことには、障害が存在した。なぜなら、総督令による法的地位の変更は、個々人の法的地位を対象とした個別のものであり、ある住民集団の法的範疇それ自体を変更することはできなかったからである。

これら2つの可能性とその問題点を勘案すると、3つめの方策、すなわち統治法109条の規定自体を変更し、日本人に対してヨーロッパ人と同等の法的地位を付与することが他の選択肢よりも合理的なものとなる。オランダ政府は、最終的に、条約の論理的な帰結として東インドにおける日本人の法的地位を変更することとした [Anonym 1899: 329]。

### Ⅲ 「日本人法」成立以前のオランダ領東インドにおける日本人の地位と法的制約

ここで視点を変え、「日本人」法成立以前の東インドにおいて、日本人の地位がどのように把握されていたのかを日本側の視点から概観する。「日本人法」成立以前の日本人の法的地位は、「原住民と同等視される者」に該当していた。この範疇には、華人やアラブ系住民など広範な住民集団が分類されており、これらの住民に対しては「外来東洋人」という呼称も用いられていた。

日本政府は、条約改正作業に並行して東インドにおける日本人の法的地位、社会的状態についてシンガポール領事館を窓口として調査を進めていた。法律上の制約としては、経済活動に対する制約、居住・移動の自由や借地権、さらに起業にも制約が課されていた。こうした状況を、当時のシンガポール二等領事藤田敏郎は外務次官であった小村寿太郎に宛てて次のように述べている。

和蘭植民地に居留する本邦人は欧州人と同一の待遇を受くるを得ず支那人印度人等と共に冷遇を極め商業上社交上非常なる不幸の境遇に有之〔蘭領印度在留邦人待遇一件 1897年1月12日付書簡〕

藤田は、東インドにおける日本人が清国人として扱われ、華人居住区に住まわされて同じ税を課されていることや、官憲に対する申し出が華人のカピタンをとおしてしか認められないこと、さらには滞在許可申請を半年ごとに更新せねばならず、土地所有も認められていないことなどを指摘し、日本人の地位の改善を求めている。この時点では、日本政府は109条の存在とその法的効果について、充分理解していた様子はいかがいえない。

在シンガポール日本領事館は、その後も東インドにおける日本人の状況の調査を続け、1897年5月20日付書簡において、「蘭領爪哇ニ於ケル本邦人待遇方ニ関シ『ガスタヴ・フキッシャ』氏ノ意見」書を本国に送付する。当時パレンバンに居住していたグスタフ・フィッシャー（Gustav Fischer）は、陸軍省の元お雇い外国人と説明されている。フィッシャーは、領事に宛てた英文の意見書（1897年5月13日付）において東インドにおける司法の概要を説明するとともに、締結された日蘭通商航海条約についてもその見解を述べていた。

オランダ政府と合意に至った条約を読み、その17条に「法律の許す限りにおいて」という文言を見つけ私は大変驚いている。こうした文言は、蘭印に関して日本政府が得るところの利益をすべて無に帰してしまうだろう。〔蘭領印度在留



## 邦人待遇一件 1897年5月20日付書簡]

在シンガポール日本領事館を拠点とした調査に基づき、日本政府は東インドにおける日本人の状況について徐々に情報を蓄積していく。これらの情報は、オランダの赤羽四郎弁理公使をとおして同年6月29日に当時のオランダ外相デ・ボーフォルト (De Beaufort) へ提出された。これに対して、オランダ政府は8月10日付の書簡で反論を試みる。

前記の日本領事報告中錯誤の最も甚だしきものは蘭領印度に於ける日本国臣民は欧州人よりも権利上劣等なる地位にありと証言したる一事に有之候殖民地の法制上欧州人及び土人と欧州人並に土人に準せる外国人との間に差別を立てたるは各人種の利益を謀りたるものにして甲の人種を顧みずして乙の人種にのみ特権を許与するを以て目的としたるものには無之現行の殖民地法制度は凡て諸法律に関しては外国人をして強て和蘭国の意思に従わしめざるを得策とすると云う原則に基きたるものに有之候新嘉坡駐在の日本国領事は右の如き立法者の意思を全く知らざりしものと存候 [蘭領印度在留邦人待遇一件 1897年10月15日付機密信第9号]

日本政府に対するオランダ側の回答は、植民地における司法の二重構造に関する立法の趣旨を説明することで日本側の理解を求める内容となっている。クレインチェスによる109条の立法目的の解説と同様、オランダ政府も統治政策の二重構造の理由として住民集団に応じた法的な区分が、差別的な取り扱いを目的としたものではなく、その反対に各住民集団に単一の法を強制しないことによって、それぞれの利益を保障するものであるとの説明をここで展開していた。

こうした説明を日本政府は鵜呑みにしなかったようである。同年8月20日には、赤羽公使がオランダ外相との会談においてフィッシャーの書簡を渡している。ほぼふた月後の10月14日、オランダ政府からの返答が代理公使堀口九萬一宛にあった。

フィッシャー氏が蘭領印度に二種の法律ありて一は欧州人及び法律上欧州人と同視せらる者に適用し他の一は土人及び土人と同様に見做さる者に適用すと確言するは大ひに事実と相違せり。欧州人と土人との間に裁判管轄上の差異あるは事実なり何となれば土人は一般に其の制度及び宗教上の慣習に依りて取扱われ欧州人には特別の法典あればなり [後略] [蘭領印度在留邦人待遇一件 1897年10月13日付覚書]

オランダ政府は、「差別即平等」の論理をもって東インドにおける法的地位の相違を繰り返し正当化しようとしていた。だが、日本政府は東インドでの日本人の法的地

位をヨーロッパ人と同等のものとするように要請し、オランダ政府も日本人法の成立へと進んでいくのである。

#### IV 「日本人法」法案審議

「日本人法」の法案は、1898年9月13日下院へ提出された。政府案の趣旨説明で植民地相クレメル（Cremer）は法案の提出理由を次のように述べていた。

〔日本は〕文明と進歩（*beschaving en ontwikkeling*）に関し、ヨーロッパの諸民族（*Europeesche volken*）とまったく異なることはない。

このことは、形式的にも実質的にも日本で導入されている民法（商法）および刑法典が完全にヨーロッパ式のものであるという事実によって確かなのである。

[*Handelingen Tweede Kamer 1897-98: 228*]

不平等条約改正の前提としてオランダは日本に対して植民地を領有すること、およびヨーロッパ式の司法制度の整備を求めていたことは、前述のとおりである。日本とオランダとの間に条約改正がなされたことは、オランダ政府の求めていた条件を日本が達成したことを意味する。植民地相の法案提出理由は、このことを認めたものであった。法案は、下院議員から構成される法案の検討委員会にまわされ、同年10月18日に委員会は議会に対して以下のような報告書を提出した。

〔政府の〕趣旨説明は、日本国が、文明と進歩に関して、その国にヨーロッパ式の法典を導入したことから明らかなように、ヨーロッパの諸民族とまったく異なるところがないと述べている。だが、この点について述べるなら、日本は宗教に関してはヨーロッパと同じではなく、アジアの諸民族とのみ同等視されるのであって、日本で主要な宗教とキリスト教の間には、儀礼や慣習の点で決定的な相違があるというのは必然的な結論である。〔中略〕さらに、数名の考えるところでは、法案の可決が他の外来東洋人、とりわけ華人のヨーロッパ人との同等視に帰結することは否定できない。[*Handelingen Tweede Kamer 1898-99: 67.1.*]

検討委員会は、「文明」という概念を西欧法の摂取のみに還元して理解するという政府の見解に異議を唱えた。「文明と進歩」は、「宗教」の基準によっても理解されねばならない。したがって、この報告書では、1854年の統治法では除外された原住民キリスト教徒の法的地位も問題として指摘されていた。

加えて、委員会の見解として興味深いものが、華人に及ぼす影響に関する箇所であ

る。委員会の報告書には、華人がヨーロッパ人と同等視された場合、現実にどのような事態が生じることになるのか言及はない。だが、日蘭通商航海条約の締結に際しても、日本人の法的地位の変更が他の外来東洋人に及ぼす影響が懸念されていたことから、この点も法案に対する反対理由の背景を成していたと推測することは可能だろう。

政府は、検討委員会の報告書に対して同年11月17日付の覚書を提出、そのなかで委員会の懸念に対する回答を述べている。

報告書のなかで指摘されていた日本が宗教についてはヨーロッパと同じではなく、アジアの諸民族とのみ同等視されるといった状況は、政府の見解ではここでは問題ではないと考える。〔中略〕統治法109条に導入されている区分は、キリスト教およびそれと異なる基盤による信条との間に基づいているのではあるが、〔中略〕原住民キリスト教徒の問題はここでは議論の対象外である。なぜなら、彼らの存在は日本人をヨーロッパ人と同等視することの望ましさになんら影響を及ぼさないからである。〔Handelingen Tweede Kamer 1898-99: 67.2.〕

委員会の報告書において指摘されていた外来東洋人への法案の影響について、覚書はなんらの言及もしておらず、1899年2月に法案は下院で審議されることとなった。法案をめぐる政府と下院議員とのやり取りは、いくつかの論点に整理することができる。とりわけ、法案への反対意見を検討すると、「日本人法」の審議においてなにが問題とされたのかが明確に浮かびあがってくる。ここでは、「文明化」をめぐる議論および「台湾籍民」をめぐる議論を検討していく。

## V 文明化をめぐって

下院に提出された法案に対し、強力な反対意見を展開したのが、のちに首相となるカイペル (Kuyper) である。カイペルは、日蘭通商航海条約が統治法109条の修正を必ずしもともなわないことを指摘したうえで、次のように述べた。

〔統治法の〕修正が義務ではなく、必要でもないとなれば、それでもなお自発的にこの方策を採用するだけの十分な動機が存在するだろうか。そのとおり。なぜなら、日本人ははるかに文明化し、非常に進歩したので、完全にヨーロッパ人と同等であると政府は述べているからである。政府はそれに対する証拠を出しているだろうか。確かに。証拠として、現在日本で導入されている法典は、ヨーロッパでのわれわれの法典とほぼ同じのものであると述べている。これはそのとおりだし、この事実は大変ありがたいものと思う。というのも、われわれ

の側でもそのおかげで日本にいるオランダ人が利益を受けるからである。だが、政府に問いただしたいのは、法典を導入したとして、それ自身がある民族4千万人の文明度に対する証拠となるのであろうか。確かに、日本での法典の導入は、そこでの領事裁判権を撤廃する根拠と権利を与えているし、日本に住んでいるオランダ人が日本の司法に従うことは、なんら恥ずべきことでもないし、都合の悪いことでもない。今やそこではわれわれのものとはほぼ同様の法形態が適用されている。領事裁判権の撤廃に対し、この証明法はずばらしいものである。だが、それらを勘案したとしても、国民自身まで高尚になるようなことはあるのだろうか。東インドに来る日本人について言うならば、日本政府の官吏は問題ではない、むしろ個々の日本人男性や女性が問題となるのである。[Handelingen Tweede Kamer 1898-99: 795-796] (強調原文)

法案の趣旨説明でも展開されていたように、「文明化」の基準を政府はヨーロッパ式の法典に求めている。これに対してカイベルは、個々の日本人を念頭に置きながら「文明化」の議論を展開している。カイベルの反論は、下院において、この法案に反対する議員の見解の基調をなした。同様の意見が、他の議員からも提出されている。ファン・カルネベーク (Van Karnebeek) は、カイベルの発言に続き次のように述べた。

われわれがヨーロッパで知り合うようになった者のように、文明化して尊敬に値する日本人が、ジャワに定住する意図をもって、しぶしぶそこに来るのだとする理由は、なんら存在しない。だが、徐々に相当の日本人移民が東インドの様々な地方に到来することはありうるし、それらの日本人はわれわれが知っているような文明化された類の者たちではなく、ほとんどがクーリーなのだ。

[Handelingen Tweede Kamer 1898-99: 799-800]

東インドに到来する日本人の職種を直接問題にするファン・デ・フェルデ (Van de Velde) 議員による反対意見もあった。

通商航海条約における不明確な表現の結果として誤った考えが普及してしまい、売春婦や女衞、その類の者たちから大部分が構成されているある種の人たちに特権が与えられることになれば、どのような印象を他の住民に与えることになるのだろうか。売春婦に関する規則は、これまでは原住民のみを対象としてきた。だが、売春婦とかかわりのある日本人に対し、彼らがヨーロッパ人と同等視されたなら、政府はどのような関係を結ぶのだろうか。[Handelingen Tweede Kamer 1898-99: 800]

東インドに在住する日本人女性が売春に従事していることに対し、カイペルも政府への皮肉をこめて見解を述べている。

さらに、わが植民地では、以前よりも新たな類の女性について耳にすることが多くなった。彼女たちは近年そこへつれ込まれた者であり、いわゆる芸者、日本の婦人である。彼女たちは文明や進歩、マナー、そしてその優美な振る舞いにおいて、オランダの教養ある女性をたいていしのいでしまう〔中略〕109条では日本の法典がヨーロッパ式であるかどうかを尋ねているのではなく、日本から東インドに到来する個々の男性や女性が、ヨーロッパ人と同等であるとするのに好ましい人物であるかどうか問われるのである。

そのうえ、日本人をヨーロッパ人と同等視することは、〔芸者や無教養な者の移民を促す〕危険をもたらさないだろうか。この点について、わが植民地における日本人の数はまだごくわずかではあるのだが、大臣はよく存じているように、109条を修正することで東インドにおける日本人の地位をより心地よいものとし、彼らに導きの光を与えることになるのだ。〔Handelingen Tweede Kamer 1898-99: 795-796〕

カイペルをはじめとして法案に反対する議員は、日本人に対する法的地位をヨーロッパ人と同等にすることが、東インドへの大量の日本人移民を引き起こすのではないかとの懸念を共有していた。しかも、そこでの日本人は、特定の職業に従事する者たちであって、カイペルたちにとっては「文明化」からかけ離れた存在として受け止められていた。では、「文明」の基準はなんであり、どのように判断されるのか。カイペルの発言は、その基準を暗示しているようである。すなわち、オランダ人にとって「好ましい」日本人こそが文明化された者であり、なにをもって「好ましい」とするかは、結局のところ明確に提示されていないのである。

## VI 台湾籍民の問題

「日本人法」の前提となる日蘭通商航海条約をめぐることは、当初日本の植民地領有が要件とされていた。互惠性の原則を徹底させるには、オランダが植民地を領有するように日本も植民地を領有するという相互の対称性が問われたのである。だが、現実には日本が台湾を植民地として領有し、条約改正をおこない、「日本人法」によりヨーロッパ人と同等の法的地位を獲得することが問題になると、植民地領有がかえって議論的となった。日本人の「文明化」でさえ疑わしいのに台湾人にいたってはどう理

解すべきなのか。政府に対して、この点から法案の妥当性を疑問視したのもカイペルであった。

日本人はこれまではさほど多く移民を出してこなかったのだが、最近では急激に移民を送り出し、年に2万4千人の男性と1万8千の女性が移民として日本を出た。日本には、今では台湾が属しており、その結果として、これらの台湾人もまた同等視に関する同じ法律のもとに日本人と同様に服することとなる。大臣は東洋に関する豊かな知識と経験をもち、私よりも台湾人をよく評価することができる(9)。そこで、尋ねたいのだが、あなたの知見によれば台湾人はその文明と進歩に関して、ヨーロッパ人とすでに同じであると確信しているのだろうか。日本人が穏やかな民族であるならば、私はこの脅威を過大視しないだろう、だが、日本人は現在、世界で最も乱暴な民族に属していることをわれわれは理解している。彼らは領土拡張の野心をもつようになって、アジア全体で強大な島嶼帝国になろうと望んでいる。この第一歩が台湾の領有によってすでになされたのである。[Handelingen Tweede Kamer 1898-99: 796-797]

植民地領有は、条約改正に際し、互惠性の原則を徹底させるための前提条件とみなされていた。だが、ここではその前提自体を覆す趣旨の発言がカイペルによってなされている。相互の対称性を確保するための植民地領有というより、のちの南進論につながる日本の脅威が強調されている。台湾人の文明と進歩に関するカイペルの問いかけに対しては、クレーム植民地相は、次のように答弁した。

台湾が日本によって併合されて日本国の一部を構成することとなった時点で、台湾人はすべての日本臣民 (Japansche onderdanen) と同様に西歐式法律のもとに暮らすことになる。このことは、ヨーロッパの国々の原住民臣民の場合とは異なるのであり、彼らは大部分が東洋の法律のもとで暮らしている。[中略] すべての日本人をヨーロッパ人集団に位置づけることは、なんら特権ではない。それはむしろ日本国民が完全に西歐式法律のもとで暮らし、西洋の文明度にあるという事実に基づいた分類なのである。台湾が併合された時点で、台湾人はヨーロッパ式の法律のもとで生きるものであり、われわれのところと同じようにそこで暮らすのだ。[Handelingen Tweede Kamer 1898-99: 814] (強調原文)

植民地相の答弁は、「日本人法」の法案の趣旨説明から一貫したものである。政府にとってはヨーロッパ式の法典が編纂され、司法制度が確立すれば、それをもって「文明化」が果たされ、ヨーロッパ人と同等とみなすことが可能であるという立場を堅持していた。だが、カイペルはたたみかけるように再度反論する。

大臣もまた台湾人を日本帝国の直接の臣民とみなしている。したがって、大臣が議会に対して提案していることの意味は、取るに足りないものではない。数十万の台湾人、彼らは山から下りてきた教養のない野蛮な人種 (ongecultiveerde en woeste rassen) に属しているのだが、政府の見解ではヨーロッパ人と同等とせねばならないらしい。〔中略〕台湾人は日本人に含まれるのだろうか。

[Handelingen Tweede Kamer 1898-99: 814] (強調原文)

すでにみたように、カイペルにとって「文明化」とは法制度といった形式に還元されるものではなく、あくまでも個々人の教養といった内実によって判断されるべきものであった。これに対し、植民地相は当初の説明を繰り返すにとどまった。

日本の憲法によれば台湾人は直接に日本の臣民であると考えられる。そして、彼らは日本の臣民として完全にヨーロッパ式の日本の法律のもとに暮らしている。[Handelingen Tweede Kamer 1898-99: 814]

カイペルとクレームル植民地相の議論は、平行線をたどったまま採決がおこなわれ、法案は過半数の承認を得て可決された<sup>(10)</sup>。

カイペルが繰り返し「文明」の内実を問いただしたのに対し、政府は一貫して法制度の整備といった形式的な面からの答弁に固執した。「文明」の内実について政府がどのように考えていたのか、法案の趣旨説明や議会での答弁からは明確でない<sup>(11)</sup>。条約の改正交渉過程におけるオランダ政府の見解もあわせて検討する限り、「植民地の領有」と「ヨーロッパ式の法典」といった2点を指摘することはできるが、いずれも法案に対して反対の立場をとる議員を満足させるものではなかった。

また、法案の検討委員会が報告しているように、「日本人法」の審議においては、東インドにおける「原住民」キリスト教徒の状態も議論されていた。この後1901年に首相となるカイペルのもと、オランダはキリスト教の普及や原住民官吏養成、行政制度の分権化からなる倫理政策を進めることとなる。そこでは、「原住民」キリスト教徒の地位改善も重要な課題であった。だが、「日本人法」成立時の内閣は、オランダ中央銀行総裁も務めた経済学者ピアソン (Pierson) の率いる自由主義内閣であり、植民地政策の重点は各種の経済立法の確立にあった。加えて、19世紀後半から宗派系政党との対立を展開してきた自由主義系政治家にとって、宗教を政策の前面に押し出すことは彼らの信条でもある政教分離に反するとらえていたこともあるだろう。そのためか、「原住民」キリスト教徒の法的地位については、主要な議題とはならなかった。

## VII 「日本人法」をめぐる反応

ここでは、「日本人法」に対する反応をいくつかの史料から検討していく。新聞における反応、東インドを訪れた日本人の見聞録、そして植民地法の専門家による見解をとりあげる。

日本政府は法案の推移を注視しており、在シンガポール日本領事館を通じて東インドの情報収集にあたらせていた。領事館が本省に送った情報として、新聞記事の抜粋が残っている。すでに条約締結後の1897年8月6日付バタヴィアの新聞 (*Bataviaasch Nieuwsblad*) は、日本人が将来「外来西洋人 (*vreemde Westerlingen*)」としてヨーロッパ人と同等視されることを論じている [蘭領印度在留邦人待遇一件 1897年8月12日機密信第12号]。日本人がそれまで位置づけられてきた「外来東洋人」という範疇に対比させられているのみならず、「外来」というオランダ語には「奇妙な」という意味が含まれていることを揶揄した使い方がなされている。この記事の論調は、東インドに居住する日本人の数が少ないために、ヨーロッパ人との同等視が実現したとしても社会にあたえる影響はさほどないとするものだった。

さらに、オランダ政府が下院に日本人法案を提出した直後の1898年9月1日付新聞 (*The Straits Times*) 記事では、東インドにおいて「原住民と外来東洋人がその低い文明度に見合った土着の法に服している」と述べ、日本人がこうした「劣った人種を対象とする司法」の適用に異議を唱えたことや「日本国民が外来東洋人の法的範疇から日本人を除外するに足るだけのヨーロッパの思想とヨーロッパの文明を備えた」と主張していることを伝えている [蘭領印度在留邦人待遇一件 1898年10月3日機密信第1号]。また、この記事は『スラバヤ・クーラント (*Soerabaja Courant*)』の記事を引用して終わっているのだが、そこでは、「日本人がヨーロッパの文明を単にうわべだけまねている」とされ、「ジャワから日本人を追い出しておきたいのに、どうしてその門戸を開放せねばならないのか」といった見解が引用されていた。

同じくシンガポールで発行されていた別の新聞 (*The Singapore Free Press*) は、1898年9月3日付の記事においてやや異なる視点から日本人のヨーロッパ人との同等視について論じていた。日蘭通商航海条約は1条で兵役の相互免除を定めているのだが、この点に着目したのである<sup>(12)</sup>。記事は、他のヨーロッパ人およびそれと同等視される者たちは、都市の治安維持に携わる民兵 (*Schutterij*) に参加する義務を負うにもかかわらず、日本人のみがこの義務を負わずに「ヨーロッパ人の地位と特権」を



享受することを問題視していた〔蘭領印度在留邦人待遇一件 1898年10月3日機密信第1号〕。

この懸念は、のちにまったく逆の形で問題となる。1904年、スラバヤ在住の三井物産社員林徳太郎他1名が、条約の規定にもかかわらず民兵として徴兵されるという事態が生じたからである〔蘭領印度在留邦人待遇一件 1904年5月9日機密信第5号〕。この件は、在シンガポール日本領事館の抗議により解決したのだが、スラバヤの民兵委員会は17条の文言である「法律の許す限りにおいて」という留保を根拠として、1条の相互免除規定の適用を除外したのであった。

オランダ本国では、下院での法案可決後の1899年4月15日に、東インド事情を専門とする新聞が日本人法の審議過程について、次のような論評をおこなっていた。

我が議会が法案を拒否したならば、その帰結がどのようなものにならざるを得ないか想像できるだろうか。〔法案を〕提起する必要はない、イギリス人とロシア人によって彼らと同等に扱われていると考えているうぬぼれた日本人は、仮に小国オランダが彼らをアラブ人やクリンガレース (Klingalees)<sup>(13)</sup> と同列に置くのであれば、甘んじてそれを受け入れるだろう。〔*Indische Mercur* 1899年4月15日〕

下院で可決された法案はこの記事が掲載された時点で上院に送られていた。この記事の趣旨は、日本人法案の上院での採決に否定的なものである。ここで検討したいいくつかの新聞記事は、日本人のヨーロッパ人との同等視について、おおむね否定的な見解を示しているとみてよいだろう。

こうした新聞記事以外に、日本人法が東インドにおいてどのような効果をもたらしたのかを留めた記録もある<sup>(14)</sup>。竹越与三郎は法案の施行から10年後となる1909年に東インドを訪れた時の記録を翌年出版した『南国記』に記している。竹越は、「蘭領印度に居住し、居ながら日本に帰化すと云ふ、甚だ突飛なるか如くして、実は前例なきにあらず」として、東インドに居住している華人が「台湾籍」を取得することによって日本臣民の地位を取得している状況を報告している〔竹越 1910: 179〕。ここで竹越の述べている「前例」とは、タイ (シャム) の華人に対しフランスが帰化を認めたという事例を指す<sup>(15)</sup>。

だが、竹越によれば日本政府はフランスの例を踏襲せず、東インドに居住する華人への台湾籍の付与に慎重な姿勢をとっていた。彼はその理由を、日本政府と東インド政庁との間に密約が存在するからではないか、と推測している。また、イギリスやフランス植民地統治下の「原住民」は東インドにおいてヨーロッパ人の法的地位を付与

されていないことから、竹越は東インド政庁が台湾籍民の法的地位を「原住民」と同等の地位に変更しようとしているのではないかと、とも考えていた [竹越 1910: 180]。さらに竹越は、東インドにおいて「台湾臣民」のみが「本国及び欧州人と同一の待遇」を受けており、こうした事態が華人の台湾籍取得を促し、結果としてオランダの東インド統治に障害をもたらすのではないかと、とも述べている [竹越 1910: 179-181] [中村 1980: 75-76]。竹越の推論が見当違いのものでないことは、すでに検討したようにオランダ本国において同様の懸念が表明されていたことから理解できる。

「日本人法」の意義をめぐっては、わずかではあるが植民地法の専門家の見解が存在している。ライデン大学に対抗して植民地官僚養成機関の設けられたユトレヒト大学で教鞭をとっていたネーデルブルフは、日本人が治外法権の撤廃を望んだだけでなく「外国においてももはや東洋人とみなされないこと」を望んでいた、と述べている。このような願望は、彼によると「理解できる」ものであり、それゆえに日本人法が成立にいたったのだと説明されている [Nederburgh 1918: 15]。

だが、「日本人法」の成立は、統治法にとって重要な帰結をもたらすことになった。ネーデルブルフは日本人法の成立した「1899年に〔住民〕区分の基盤は完全に掘り崩された」と指摘している。

なぜなら日本人がヨーロッパ人でなく、キリスト教徒でもないことはまったく明らかであるからだ。彼らは西洋人になる気はさらさらなく、「覚醒した」東洋の先頭に立とうとしている。彼らがヨーロッパ人と同等視されるのであれば、地位の高い東洋人の華人や原住民を除外しておく十分な根拠というのは存在するのであろうか。 [Nederburgh 1918: 15]

人種基準の崩壊にもかかわらず、華人をはじめとする他の外来東洋人や、とりわけ「原住民」キリスト教徒を「劣った人種」として位置づけておくことは可能なのか。もし可能であるならば、その根拠はなんなのか。ネーデルブルフは、その根拠を提示することはなかった。

## おわりに

ここまで「日本人法」の立法過程および法案への反応を整理してきた。東インドに居住する者は、統治法109条によって「ヨーロッパ人」と「原住民」のいずれかに法的地位が区分されていた。「日本人法」は、オランダと日本の条約改正にともない、

東インドにおける日本人の法的地位を「原住民」と同等の地位から「ヨーロッパ人」と同等の地位へと変更することを目的として1899年に成立した。

だが、議会では法案の審議に際し、日本人の法的地位の変更をめぐる議論が交わされた。争点は、「日本の文明状態が〔ヨーロッパに〕等しいものであるか」というものであった [Idema 1924: 130]。政府は、西欧法の摂取をもって日本が「文明化」したものとみなし、東インドにおける日本人の法的地位の変更が望ましいものであると判断していた。これに対して、西欧法の摂取即日本の「文明化」を意味するのか、といった疑問、あるいは日本人や台湾人が「文明」に値する教養を備えているのか、といった批判が法案に加えられた。また、新聞の論評にも日本人に対して「ヨーロッパ人」の法的地位を付与することに懐疑的な論調がみられた。

「文明化」した社会が、オランダをはじめとする西欧諸国のみを意味する限りにおいては、「文明」を下支えする「宗教」は基本的にキリスト教であり、その担い手は「ヨーロッパ人」である、という暗黙の前提が存在していた。だが、統治法109条の制定過程において「宗教」が「文明」から切り離され、さらに日本人というオランダ人とは異なる「人種」の位置づけをめぐる、「文明」から「人種」をも切り離さざるを得なくなる事態が生じる。ここにおいて、「文明」と「人種」との亀裂が露呈することとなった。議会において度々問題となった「文明」の内実をめぐる議論は、このことを象徴していたといえよう。同時に、日本人をヨーロッパ人と同等視することで、統治法の成立以後いったんは背景に退いたかにみえた「宗教」基準が再び注目され、「原住民」キリスト教徒の法的地位の問題があらためて関心の対象となっていく。

日本人にとって、「日本人法」の成立は、その後の東インドでの商業をはじめとする諸々の活動を容易にしたことは確かである。その活動の具体的な内容を詳細に検討することは、本稿の対象とするところではない。しかし、商業活動と密接に結びつく問題として、「日本人法」の成立は、竹越が直接見聞したように、台湾籍の不法取得による華人の日本臣民化という当初予期していなかった事態を生じさせた。イギリス領やフランス領の現地住民は、東インドにおいて法律上本国民と同じには扱われず、「原住民」と同等視されていたにもかかわらず、竹越が指摘したように、台湾籍民のみ例外的に本国民と同等の法的地位を享受できたからである [Handelingen Tweede Kamer 1898-99: 800] [竹越 1910: 180]。下院の法案審議において、カイペルが繰り返し政府に問いかけた問い、すなわち台湾人は日本人なのかという問いが形を変えて日本政府と東インド政庁につきつけられたのである。

今後検討を要する課題としては、ひとつにはこの台湾籍民の問題がある。すでに、

植民地における法的地位を換骨奪胎して自らの経済活動を有利に展開しようとしていた華人に関する研究がなされている [工藤 2005]。本研究の今後の方向性として、台湾籍の「不法」取得を東インド政庁および日本政府がどのように把握し、どのような措置を講じ（ようと）したのか、という論点があるだろう。制度の網をかいぐろうとする人々。網の目を細かくすることで人々の動きを抑えようとする政治権力。法的地位をめぐる両者のせめぎあいを明らかにすることが、「日本人法」の意図せざる帰結を整理することにも連なる。

さらに、こうした台湾籍民の問題を包括し、より大きな文脈に位置づける作業として、「日本人法」を端緒とする人種基準の崩壊が統治法の住民区分をどのように変容させていったのかを跡付ける作業が残されている。その場合、2つの視点に留意する必要があるだろう。第一に、華人の政治動向との関連である。本稿では「日本人法」をめぐる華人の動向は対象とはしていない。だが、「日本人法」の成立が華人の政治意識の覚醒にどのような影響をおよぼしていったのか、また、この政治意識の覚醒が東インドにおける華人の法的地位、とりわけ統治法による法的地位に加え国籍法上もどのような影響を及ぼしていったのかは、未だ十全に解明されているとはいえない [貞好 2006]。第二に、「宗教」や「人種」、さらに「西欧法」といった概念が東インドにおける住民の法的地位の変更にどのような影響を与え、同時にそれら諸概念にどのような意味が盛り込まれていくのか留意する必要がある。その他、イギリス領やフランス領といった植民地における法的住民区分の比較も興味深い派生テーマであるのだが、これらについては今後の研究にゆだねたい<sup>(16)</sup>。

## 注

- (1) 本論文は2005～2006年度科学研究費補助金若手研究 (B) 研究課題名「文明と野蛮の間：『日本人法』の成立と蘭領東インドにおける住民区分の変容」の研究成果の一部である。また、本稿の執筆に先立ち、東南アジア学会第77回研究大会パネル「交錯する法／規範：蘭領東インドにおける国籍と婚姻をめぐる議論を通して」（2007年6月10日）において、同タイトルによる報告の機会をあたえられ、フロアから貴重な意見をいただいた。とりわけ、コメンテーターを務めていただいた龍谷大学加藤剛教授、立教大学弘末雅士教授、司会の北九州市立大学田村慶子教授からは多くの建設的なご批判をいただいた。また論文がなるにあたっては、査読者から詳細なコメントをいただいた。ここに記して謝意を表したい。
- (2) 統治法の正式な名称は「オランダ領東インド統治政策に関する規則制定のための法律」といい、植民地統治行政の基本法としての役割を果たした。

- (3) 統治法109条は以下5項からなる。1項：この規則および他のすべての法令の諸規定は、ヨーロッパ人と原住民との区分に関し反対の規定の定められない限り、それらと同等視される者に適用される。2項：ヨーロッパ人と同等視される者は、すべてのキリスト教徒、およびその血統〔出自〕が次項に該当しない他のすべての者。3項：原住民と同等視される者は、アラブ人、モール人、華人、およびその他すべてのイスラム教徒と異教徒。4項：原住民キリスト教徒は原住民首長の権威に服属し続ける、そして諸税、諸公課および賦役に関しては、中央、地方および自治体の諸規定と規則に対して、キリスト教を信仰告白していない原住民同様に服すものとす。5項：総督は、蘭印評議会との合意により、この条項に置かれた規則の適用に例外を設けることができる。統治法の制定、特に109条の沿革については、〔吉田 2000；2002；2004〕を参照されたい。
- (4) 「外来東洋人」という言葉は、1906年に法的範疇として統治法に採用される以前から存在しており、1854年の統治法73条にこの語が使われていることを確認できる。また、19世紀中葉までは「外来東洋人」とならんで「東洋外国人 (oostersche vreemdelingen)」という言葉も用いられているが、徐々に「外来東洋人」の呼称が一般的になったようである〔Oei Paylo 1867: 141〕。
- (5) 1925年に修正された統治法163条2項3は「すべての日本人、さらに、〔中略〕その国において主としてオランダにおけるものと同様の原則に基づく家族法に服すすべての出自の者」をヨーロッパ人とした。
- (6) レインキャンプの文献は、条約改正の過程や、「日本人法」の議会審議など基本的な史料を踏まえており、本稿の執筆に際しても参照する点が多かった。ただし、この博士論文は、条文の解釈に偏った、その意味では極めてオーソドックスな法律研究書であり、本稿の重視する「文明」概念の揺れ動きといった視点を欠いている。
- (7) 該当の条文の日本語訳は次のとおりである。「本条約の規定は法律の許す限り和蘭国皇帝陛下の総ての殖民地並に其の海外領地にも適用せらるべきものとす。但し前記和蘭国殖民地並に海外領地に於ける日本国皇帝陛下の臣民は其の商業、船舶、商品及輸出入の関税に関しては最恵国に許与し若は将来許与せらるべきものと同一の権利、特典、免除、便宜並に特権を享有すへし尤「イーストルン、アーキペラゴ」の各土邦に其の航海の爲め及蘭領東印度殖民地へ其の生産輸入の爲に附与し若は附与せらるべき特別の便宜は此の限りに在らず」〔今西 1899〕。
- (8) 総督令によって「ヨーロッパ人と同等」の法的地位を得た者は「官報上のヨーロッパ人 (Staatsblad Europeanen)」とも呼ばれた〔吉田 2002：134〕。
- (9) 自由主義的政治家であつたクレームルは、1897年から植民地大臣職にあり、植民地に対する各種の自由主義的な経済立法に携わるなど、植民地問題に精通した政治家であつた。

- (10) 1899年3月1日下院での採決（48対38で可決、カイペルによる動議は47対39で否決）ののち、同年4月5日上院で審議され、5月16日上院での採決（40対4で可決）を経て同月19日官報21号記載。東インド官報202号に記載され、「日本人法」は7月16日の日蘭通商航海条約発効までに成立、施行された。
- (11) クレーメル植民地相は議会での答弁において議会開設や郵便制度、蒸気船の建造数、工場の設置などを自前で成し遂げたことに言及しているが、こうした物質的指標が議会で議論されることはなかった [Handelingen Tweede Kamer 1898-99: 802]。
- (12) 日蘭通商航海条約1条「両締結国の一方の臣民にして他の一方の版図内に住居する者は陸軍、海軍、護国軍、民兵等に論なく総て強迫兵役を免れ且其の服役の代りとして取立る所の一切の納金を免れ又一切の強募公債及軍事上の賦斂或は捐資を免れるべし」[今西 1899]。
- (13) ゴンググレイブによれば、元来インドのカリング、マラバルを出自とする住民を指す言葉であったが、転じて英領インドの住民を総称するようになった [Gonggryp 1992: 659-660]。
- (14) ここでとりあげている竹越の資料以外にも、日本人と「原住民」との間での刑事裁判の様子を記録した [和田 1942: 138-143] は、当時の蘭印における日本人の法的地位の具体的様相を明らかにする記述である。
- (15) この問題については [川島 1999] を参照のこと。
- (16) フランス植民地における「原住民」の法的地位については、近年研究の進展がみられる [Saada 2002]。

## 参考文献

### 1. 議事録

Handelingen Tweede Kamer. (下院議事録)

Handelingen Eerste Kamer. (上院議事録)

Bijlagen Handelingen Tweede Kamer. (下院議事録補遺)

Bijlagen Handelingen Eerste Kamer. (上院議事録補遺)

### 2. 外交史料

蘭領印度在留邦人待遇一件 (外交史料館蔵)

### 3. 新聞

*Indische Mercur*

## 4. 著書・論文

- Anonym. 1898. "De privaatrechtelijke toestand der Chineezzen in Nederlandsch-Indië." In *Tijdschrift voor Nederlandsch-Indië*, 210-232.
- Anonym. 1899. "Indische aangelegenheden in de Eerste Kamer." In *Tijdschrift voor Nederlandsch-Indië*, 327-332.
- Alting, Carpentier, and Johannes Hendrik. 1926. *Grondslagen der Rechtsbedeeling in Nederlandsch-Indië*. 's-Gravenhage: Nijhoff.
- 藤原明久. 2004. 『日本条約改正史の研究：井上・大隈の改正交渉と欧米列国』雄松堂出版.
- 外務省調査部. 1935. 『蘭領印度民族史』.
- Gonggryp, George François Elbert. 1992. *Geillustreerde Encyclopaedie van Nederlandsch-Indië*. Wijk en Aalburg: Pictures Publisher.
- 弘末雅士. 2004. 『東南アジアの港市世界：地域社会の形成と世界秩序』岩波書店.
- Idema, Hijl'tje Albertus. 1924. *Parlementaire Geschiedenis van Nederlandsch-Indië: 1891-1918*. 's-Gravenhage: Nijhoff.
- 今西恒太郎. 1899. 『國際法学』丸善.
- 石田富平. 1943. 『舊蘭領印度の司法』司法研究所.
- Kat Angelino, Arnold Dirk Adriaan de. 1930. *Staatkundig beleid en bestuurszorg in Nederlandsch-Indië*. 's-Gravenhage: Nijhoff.
- 川島真. 1999. 「装置としての『台湾』と日本人の外縁：在暹『台湾人』国籍問題」『日本台湾学会報』1: 39-53.
- Kemp, Pieter Hendrik van der. 1886. "Van de Wetgeving voor de Koloniën." In *Indische Gids*, 157-189.
- Kleintjes, Philip. 1927. *Staatsinstellingen van Nederlandsch-Indië*. Amsterdam: J.H. De Bussy.
- 工藤裕子. 2005. 「ジャワの台湾籍民：郭春秧の商業活動をめぐって」『歴史民俗』3: 22-38.
- Lijkamp, Henricus Anthonius Franciscus. 1938. *De "Japannerwet": Onderzoek naar de wording*. Utrecht: Oosthoek.
- Louter, Jan de. 1914. *Handboek van het Staats- en Administratief Recht van Nederlandsch-Indië*, 's-Gravenhage: Nijhoff.
- 満鉄東亜経済調査局. 1986. 『インドネシアにおける華僑（南方資料叢書7）』青史社.
- 村松俊夫. 1942. 『蘭領印度に於ける司法制度の研究』司法研究所.
- 中村進午. 1900. 『新條約論』東京専門学校出版部.
- 中村孝志. 1980. 「『台湾籍民』をめぐる諸問題」『東南アジア研究』18（3）: 66-89.
- 南西方面海軍民生府. 1943. 『舊蘭印ニ於ケル外來東洋人ノ法律的地位』.
- Nederburgh, Isak Alexander. 1918. "Afschaffing van de wettelijke onderscheiding der

- bevolking van Nederlandsch-Indië naar rassen of klassen.” In *Vereeniging “Moederland en Koloniën.”* 1-32.
- Oei Paylo, 1867. “Oostersche Vreemdelingen in Ned. Indië.” In *Tijdschrift voor Nederlandsch-Indië.* 140-162.
- Piepers, Marinus Cornelis. 1898. “Gelijkstelling van Vreemde Oosterlingen met Europeanen.” In *Tijdschrift voor Nederlandsch-Indië.* 772-841.
- Prins, Willem. 1933. “De Bevolkingsgroepen in het Nederlandsch-Indische Recht.” In *Koloniale Studien.* 652-688.
- Saada, Emmanuelle. 2002. “The Empire of Law: Dignity, Prestige and Domination in the ‘Colonial Situation’.” In *French Politics, Culture and Society.* 20 (2): 198-120.
- 貞好康志. 2006. 「蘭領期インドネシア華人の多重『国籍』と法的地位の実相」『近代』96: 1-34.
- 竹越与三郎. 1910. 『南国記』二西社.
- 和田民治. 1942. 『蘭印生活二十年』講談社.
- Westra, Harmen. 1927. *De Nederlandsch-Indische Staatsregeling.* 's-Gravenhage: Nijhoff.
- Winckel, W. 1920. *Rechtsbedeeling onder de Inlanders en daarmede gelijkgestelde personen in Ned.-Indië.* 's-Gravenhage: Nijhoff.
- 吉田信. 2000. 「オランダ国民の形成：1850年国籍法の検討を通して」『神戸法学雑誌』50 (3) : 1-56.
- . 2002. 「オランダ植民地統治と法の支配：統治法109条による「ヨーロッパ人」と「原住民」の創出」『東南アジア研究』40 (2) : 115-140.
- . 2004. 「包摂と排除の政治力学：オランダにおける市民権／国籍の過去・現在・未来」『地域研究』6 (2) : 81-100.